

## 別紙2 審査委員の任命に関する要請

行政不服審査法第 69 条を下記に記す。

「第六十九条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。」

上記、「法律又は行政に関して」についての総務省行政管理局の解説を下記に記す。

### 「1 任命（第1項）

行政不服審査会は、行政庁の処分等に対する審査請求の裁決の客観性・公正性を高めるため、各府省における審理のみに委ねるのではなく、第三者の立場から、審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含め、審査庁である主任の大臣等の判断の適否を審査する機関である。

このため、委員には、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政の有識者が任命される必要がある。「法律又は行政に関して」（第1項）とは、不服申立制度が違法又は不当な行政処分を正すためのものであることから、法解釈の専門家である法曹等や行政に精通した者等が審査会の委員にふさわしいとの考慮に基づく。」

つまり、審査会の委員は、第三者であること、有識者であることはもちろん、「法解釈の専門家である法曹等や行政に精通した者等が審査会の委員にふさわしい」と規定している。

よって、新居浜市情報公開審査会の委員の任命は、第三者であること、有識者であることはもちろん、「法解釈の専門家である法曹等や行政に精通した者等」であることを要請する。